

令和3年度オンライン長野県旅行商品造成商談会運営業務 受託者公募要領

1 趣旨

本業務は、新型コロナウイルスの感染状況が長期化し、対面での営業活動が自粛するなかでも観光需要を発掘し販路開拓を図り観光市場を早期に回復するため、市町村と旅行会社を結んでオンラインを活用した旅行商品造成商談会を行うため、受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

令和3年度オンライン長野県旅行商品造成商談会運営業務

3 委託業務概要

(1) 当日までの準備

- ア 専用URLの取得
- イ 商談会スケジュールシフト表の編成
- ウ オンラインテスト配信
- エ 参加者から見たマニュアルの作成及び送付
- オ 商談会参加者への上記に関する諸連絡
- カ 委託者（長野県観光機構）との連絡調整
- キ その他準備に必要な事項

(2) 当日の運営

- ア オンライン商談会の進行
- イ トラブル発生時の対応
- ウ その他スムーズな運営に必要な事項

(3) 参加者からのアンケート関係

- ア アンケートのための設問・シートの作成
- イ 回答サンプルの集計

※ 長野県観光機構では、参加申込書を参加予定の市町村及び旅行会社へ送付します。

4 委託期間

契約日から令和3年10月29日（金）まで

5 委託料上限額

金1,020,000円（消費税を含む）

6 受託候補者の選定方法

この業務の受託候補者の選定方式は、公募型プロポーザル方式とします。

受託を希望する方は、別に定める企画提案書等により提案してください。

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を受託候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担となります。

7 プロポーザル参加資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年

- 3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (4) 長野県内に本社または支店を有していること。
 - (5) 長野市内で行う説明会及び打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。

8 公募型プロポーザルへの参加申込み

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第4号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和3年6月18日(金)17時(必着)
- (4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県庁1階
- (5) 提出方法 郵送または持参による。
- (6) 参加資格の合否決定
令和3年6月21日(月)17時
参加資格条件を満たしていない申込者に対してのみ、口頭(電話)で連絡します。
- (7) その他
参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 後記10「企画提案書類」のとおり
- (2) 提出部数 7部(コピー可)
- (3) 提出期限 令和3年6月28日(月)17時(必着)
- (4) 提出場所 一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部
〒380-8570 長野県長野市南長野692-2 長野県庁1階
- (5) 提出方法 郵送又は持参による。
- (6) 提出された書類の取扱い等
 - ア 提出された書類等は、原則、返却しません。
 - イ 提出された書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、受託候補者の選定に必要な範囲で複製を作成する場合があります。
 - ウ 提出された書類等は、提出後に内容を変更することはできません。なお、提出された書類等に虚偽の記載をした場合は、当該提案は、無効になります。
 - エ 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - オ 企画提案書等の書類の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とします。

10 企画提案書類

- (1) プロポーザル企画提案書(提出書)(様式第2号)
- (2) 企画提案書(様式任意、A4サイズ・A3Z折り可)
※後記11「企画提案のテーマ」に基づき、テーマごとに作成してください。
- (3) 業務の実施体制表(様式任意、A4サイズ)
- (4) 業務の実施スケジュール(様式任意、A4サイズ・A3Z折り可)
- (5) 会社概要又は会社概要パンフレット
- (6) 経費見積書(委託業務に係る概算経費見積)(様式第3号)
※可能な限り内訳を記載してください。(枚数制限なし)
※プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。(円未満切り捨て)
- (7) 過去に受託した類似業務の実績(様式任意、A4サイズ)

※本業務に類似するものについて3点程度、概要がわかる資料を添付してください。

1 1 企画提案のテーマ

- テーマ1 使用するオンラインシステムについて
- テーマ2 トラブル防止策・発生時の対応について
- テーマ3 オンライン商談会の運営について
- テーマ4 実績、経費見積等について

経費見積は、受託候補者に選定された事業者の提案を参考に仕様書を作成した上で、受託候補者から再度提出していただくこととなるが、提案段階で可能な限り詳細な見積りを添付すること（再提出の際に変更可）

1 2 質問の受付及び回答

- (1) 企画提案に関する質問がある場合は、後記16の問い合わせ先に質問票（任意様式）を電子メールで提出することにより行ってください。
- (2) 質問票の受付は、募集開始以降随時行うこととし、最終受付は、令和3年6月23日（水）午前10時までとします。
- (3) 電話及び口頭による質問は受け付けないものとし、原則電子メールによることとします。なお、電話にて必ず着信の確認を行ってください。
- (4) 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や、企画・積算に関する内容等にはお答えできません。
- (5) 回答は、令和3年6月25日（金）午後5時までに行います。なお、質疑回答内容を全参加申込者に対し電子メールで送信し、情報共有を図ります。
- (6) 質疑回答の内容は、仕様に含まれるものとし、仕様書と異なる内容は、質疑回答の内容を優先します。

1 3 審査

(1) 受託候補者の選出方法

- ア 受託候補者の選定は、別に設置する長野県旅行商品造成商談会運営委託業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査によって行います。
- イ 企画提案書の提出が多数あった場合には、審査委員会において適否評価を行い、上位5者程度の優秀提案者を選定することとします。
- ウ 企画提案書の提出件数が5者程度又はそれに満たない場合は、提出された各企画提案書を優秀提案者とみなします。
- エ 最終優秀提案者を選定するため、企画提案者ごとに時間を設定し、審査委員会によるプレゼンテーション審査を行います。選定は、本業務を確実に履行できる能力・体制、経費見積の妥当性等について総合的に評価し、最も高い評価を得た方を本業務の受託候補者として選定することとします。なお、審査基準は、別に定めるものとします。
- オ 審査方法については、変更される場合があります。

(2) プレゼンテーション審査の実施

- ア 日時 令和3年6月30日（水）10時から
- イ 場所 長野県土木センター1階 101・102会議室
〒380-0837 長野県長野市南長野幅下667-6
(当会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。)
- ウ 費用 プレゼンテーション参加のための諸費用は、参加者の負担とします。
- エ その他
 - ・詳細については、プレゼンテーション審査に参加される方に対して、別途書面により通知します。
 - ・Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを行う場合、スライドを印刷した資料を、プロポーザル審査会当日までに7部提出してください。

また、スクリーン、プロジェクターは機構が用意しますが、パソコン等必要な機器は参加者で用意してください。

なお、機構が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査結果

プレゼンテーション審査参加者に対し、書面により通知します。

1.4 契約手続き等

(1) 契約の締結

業務の実施内容については、企画提案書の内容をそのまま実施するとは限らないものとします。

受託候補者と機構は、企画提案書の内容を基にし、業務の遂行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整を行うものとし、この協議と調整が整い次第、随意契約により、委託者、受託者で協議の上「委託契約書」を作成し契約を締結するものとします。

なお、受託候補者との協議と調整が整わない場合は、受託候補者との契約締結を取りやめ、次点の受託候補者との契約締結に向けての協議と調整に移行するものとします。

(2) 契約保証金

契約締結の際には、地方自治法施行令第167条の16及び長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第142条の規定を準用し、原則として契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただくこととなりますが、長野県財務規則第143条の規定を準用し、同条第1項に該当するときは、納付を免除します。

1.5 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ機構と協議し、機構が認めた場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。

1.6 企画提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

一般社団法人長野県観光機構 販路・市場開拓部
(担当) 岩本 文成、丸山 澄夫

住所 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2 長野県庁1階
電話 026-234-7219
ファクシミリ 026-232-3233
電子メール yukyaku@nagano-tabinet